

消費期限、賞味期限について 再確認しましょう

食品の期限表示

お店で買った商品には、袋や容器に「消費期限」か「賞味期限」のどちらかが表示されています。ふたつの違いを理解して適切においしく食べましょう。



埼玉県マスコット
「コバトン」



消費期限

賞味期限

意味

期限を過ぎたら
食べない方が**良い**期限

おいしく食べられる期限
この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない

期限
設定

おおむね5日以内

おおむね5日を超える

表示
方法

「年 月 日」

3か月以内のもの : 「年 月 日」
3か月をこえるもの : 「年 月」

食品例

弁当 サンドイッチ
生めん等



スナック菓子 カップ麺
缶詰等



※一度開けてしまった商品は、期限に関係なく
早めに食べるようにしましょう

コバトン食の安心情報

令和4年度2月号
2月17日発行



【お問い合わせ先】 埼玉県保健医療部食品安全課 総務・安全推進担当
電話 : 048-830-3422 FAX : 048-830-4807 E-mail: a3420-07@pref.saitama.lg.jp